§１５　年金の手続　※一般組合員のみ対象

組合員になったときの手続

§６の２　組合員になったときの手続　を参照してください。

組合員でなくなったときの手続

§１４の２　組合員でなくなったときの手続　を参照してください。

３歳未満の子を養育している場合の標準報酬月額の特例

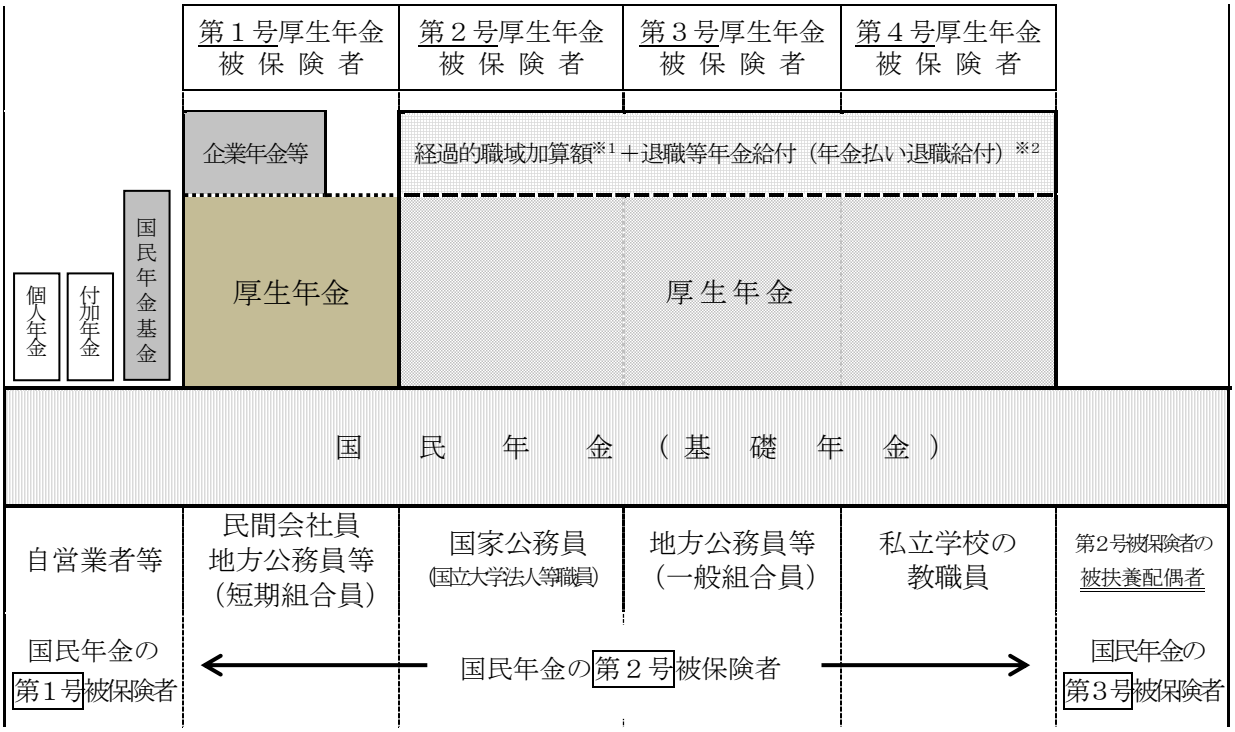
§４の７　３歳未満の子を養育している場合の標準報酬月額の特例　を参照してください。

§１５の１　公的年金制度の仕組み

平成27年10月の被用者年金一元化により、公務員等共済組合の組合員も厚生年金保険に加入することとなり、年金の仕組みが変わりました。

なお、平成27年10月１日以前に決定した共済年金は、従前の制度に基づいて支給されます。

１　被用者年金制度



※１　平成27年９月末までの組合員期間について適用

※２　平成27年10月以降の組合員期間について適用

２　国民年金（基礎年金）の被保険者の種別

種　別	対　象　者
第１号被保険者	国内に住所を有する20歳以上60歳未満の自営業者、学生などで、第２号及び第３号に該当しない人（保険料は本人が納付）
第２号被保険者	厚生年金の被保険者（65歳未満）
第３号被保険者	第２号被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の者

３　厚生年金の被保険者の区分（令和４年10月以降）

民間会社員・地方公務員等（短期組合員）	第１号厚生年金被保険者
国家公務員等（国立大学法人等職員）	第２号厚生年金被保険者
地方公務員等（一般組合員）	第３号厚生年金被保険者
私立学校の教職員（私立学校教職員共済制度の加入者）	第４号厚生年金被保険者

４　公的年金の種類

給付事由	国民年金（基礎年金）	厚生年金	
		種類	支給要件
老齢	老齢基礎年金	老齢厚生年金	一定の厚生年金保険の加入期間があり、支給開始年齢に達したときに支給される年金
障害	障害基礎年金	障害厚生年金	厚生年金保険の加入期間中に初診日がある傷病により一定以上の障害状態となった場合に支給される年金
遺族	遺族基礎年金	遺族厚生年金	厚生年金保険の被保険者又は被保険者であった方が死亡したときに遺族に支給される年金

§１５の２　年金の支給と基本事項

１　年金の決定・支給

公務員の共済組合員期間に係る年金は、原則、最後に所属していた共済組合が決定して支給します（私学共済は、日本私立学校振興・共済事業団が行う。）。

また、民間企業等の老齢厚生年金と全国民共通の国民年金（基礎年金）の決定及び支給は、日本年金機構が行います。

２　年金の支給期

年金の支給期月は、毎年、偶数月（２・４・６・８・10・12 月）の年６回で、原則、支給期月の15日（土曜日、日曜日又は祝日のときは、直前の平日）に「支給期月の前月までの２か月分」を支給します。なお、初回支給は、新規決定処理を行うため遅れる場合があります。

＜例＞　昭和36年８月10日生まれの方の場合（支給開始年齢は65歳。）

受給権発生日	令和８年８月９日（誕生日の前日）
年金支給期月	受給権発生日の翌月分から支給されますので、初回は、令和８年９月分を10月に支給。（次回支給期月は、令和８年10月、11月分を12月に支給。） ※ 各月、１日生まれの方は、１日の前日、つまり、前月が受給権発生日になるため、誕生月分の年金が支給されます。 （例：10月１日生まれの方→10月及び11月分の年金を12月に支給。）

３　年金に係る税金

老齢又は退職を事由とする年金は、「雑所得」として所得税の課税対象となり、所得税が源泉徴収されます（障害年金・遺族年金は非課税）。

4　厚生年金の支給額

年金額は、以下のＡ、Ｂ、Ｃの合計額です。

Ａ　報酬比例部分	平均標準報酬及び組合員期間により算出

＋

Ｂ　定額部分 **（経過的加算額）**	生年月日が昭和36年４月１日以前で、退職している方が、次のいずれかに該当する場合、特別支給の老齢厚生年金の特例として「Ａ　報酬比例部分」に加算されます。 ・特別支給の老齢厚生年金の受給権発生時に障害等級３級以上 ・組合員期間が44年以上 定 額 単 価　×　組合員月数（480月限度） ×　スライド率（老齢基礎年金に相当する額）

＋

Ｃ　加給年金額

老齢厚生年金、障害厚生年金受給者と生計を共にし、かつ、恒常的収入が年額850万円又は所得額が655.5万円未満の配偶者又は子を有する場合、次の要件により加算されます。

1　受給者本人の要件

老齢厚生年金	①　厚生年金加入期間が20年以上で、65歳からの老齢厚生年金を請求する場合 ②　特別支給の老齢厚生年金の受給者で、「Ｂ　定額部分」が支給される場合
障害厚生年金	障害等級１級又は２級に該当する障害厚生年金の受給者

2　加給年金額の対象者と要件

受給者本人の受給権発生時（障害厚生年金の場合は受給権発生日又はその翌日以後）に、受給者と生計を共にし、次の要件を満たす方

対象者	年齢要件	収入要件	加給年金額（令和８年度）
配偶者 ※１	65歳未満の配偶者	・恒常的収入が年額850万円（所得額655.5万円）未満 ・老齢厚生年金の場合は、収入限度額以上であっても、概ね５年以内に定年等の理由で収入が上記の額を下回る見込みの場合は該当	老齢厚生年金額 …423,700円 障害厚生年金 …243,800円
子 ※２	・18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子 ・20歳未満で障害等級が１・２級に該当する障害状態にある子		老齢厚生年金額 ２人まで …１人につき 243,800円 ３人目から …１人につき 81,300円

※１　加給年金額対象者が20年以上の加入期間を有する老齢厚生年金又は障害年金を受けた場合、加給年金額は支給停止となります。

※２　障害厚生年金には子を対象とした加給年金額はありませんが、障害基礎年金に子の加算があります。

参考）年金情報の提供等

ねんきん定期便

年金加入期間や老齢年金の見込額などに関する情報を圧着はがき（35歳、45歳、59歳の方は封書）で通知します。

なお、老齢厚生年金の見込額は以下のとおりです。

50歳以上の方 （既に老齢年金を受給している方を除く）	現在の加入条件で60歳まで継続して加入したものとして仮定し、60歳を超えて加入している場合は加入実績に応じて計算
50歳未満の方	これまでの加入実績に応じて計算

【送付時期】誕生月（毎年１回）

※ねんきん定期便の見方などは本部ホームページを参照してください。

https://www.kouritu.or.jp/kumiai/nenkin/uketorimae/johotsuchi/nenkinteikibin/

年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書

標準報酬月額、付与額、利息、給付算定基礎額残高、年金払い退職給付加入期間等を圧着はがきで通知します。

【送付時期】７月末頃（毎年１回）

公立学校共済組合マイナ手続きポータル

「公立学校共済組合マイナ手続きポータル」から年金記録の電子交付を申し込むと、年金加入記録や年金見込額等の年金記録情報の帳票を閲覧することができます。

https://www.kouritu.or.jp/kumiai/nenkin/uketorimae/johotsuchi/741/

ねんきんネット（日本年金機構）

厚生年金・国民年金の加入記録の確認、年金見込額の試算、電子版「ねんきん定期便」や各種通知書の確認などが利用できます。

https://www.nenkin.go.jp/n_net/

ねんきんネットに関する問合せ先： 電話　0570-058-555

§１５の３　老齢給付

「老齢厚生年金」は、公的年金加入期間が10年以上ある方が、65歳に達したときに受給権が発生します。併せて、日本年金機構から全国民共通の「老齢基礎年金」が支給されます。

なお、経過措置として、昭和36年４月１日以前に生まれた方については、65歳までの間、段階的に「特別支給の老齢厚生年金」が支給されます。



注記1:年金払い退職給付・経過的職域加算額・経過的加算額・加給年金額は、該当する方のみが対象となります。

「公立学校共済組合ホームページ」から引用

１　支給要件

（１）65歳以上であること

（２）厚生年金被保険期間（※１）が１月以上あること

（３）受給資格期間（※２）が10年以上あること

※１　厚生年金被保険者期間…厚生年金（公務員共済組合や民間期間等の厚生年金）の加入期間

※２　受給資格期間…公的年金制度（国民年金及び厚生年金）の加入期間

２　請求手続

在職中の方には、65歳の誕生日の前月までに広島支部から本人（自宅住所）に直接、請求書等を送付しますので、必要事項を記入の上、必ず提出してください。**提出がない場合、年金を受給できません。**

なお、65歳の誕生日前に退職（一般組合員の資格を喪失）している方には、公立学校共済組合本部から本人（自宅住所）に直接、請求書等を送付します。ただし、退職の時期によって、広島支部から請求書等を送付することがあります。

３　65 歳からの年金の種類

（１）老齢厚生年金

平均標準報酬（月）額及び組合員期間により算出されます。

また、要件に当てはまる場合、経過的加算額や加給年金額が加算されます。

（２）老齢基礎年金（日本年金機構から支給）

40年間（20歳から60歳まで）保険料を納付した場合、満額の老齢基礎年金を65歳から受け取ることができます。未納期間がある方は加入月数に応じて年金額が計算されます。

847,300円（令和８年度）
（昭和31年4月1日以前生まれの方：844,900円（令和８年度））
× （国民年金の保険料納付済月数＋（保険料免除月数×免除に応じた割合））／40年（480月）

（３）退職共済年金（経過的職域加算額）

平成27年９月末日までの組合員期間がある方には、平均給与（給料）月額及び加入期間により算出されます。

（４）退職年金（年金払い退職給付）

平成27年10月から被用者年金一元化に伴い、新たに創設された年金です。組合員期間中は、「退職等年金掛金」として積み立て、積み立てた額と利息（給付算定基礎額）により、支給される年金額を算出します。

受給要件	次の①から③までの要件を全てを満たしているときに支給されます。 ①　平成27年10月以後の１年以上引き続く組合員期間を有すること ②　65歳に達していること ③　退職していること
受取方法	半分が有期退職年金、半分が終身退職年金として支給されます。有期年金の受取方法は原則20年ですが、受給権発生（退職）後６か月以内であれば、10年又は一時金も選択できます。

４　在職中の支給停止

在職中や再就職により<u>厚生年金保険に加入している</u>場合は、賃金等との調整を受け、老齢厚生年金の全部又は一部が支給停止されることがあります。

（１）支給停止の対象となる年金

賃金等との調整を受ける年金は、老齢厚生年金であり、老齢基礎年金は調整の対象ではありませんので全額支給されます。

なお、退職共済年金（経過的職域加算額）及び退職年金（年金払い退職給付）は、一般の厚生年金（日本年金機構）及び私立学校教職員共済制度に加入中の場合は全額支給されますが、公務員厚生年金に加入中（暫定再任用フルタイム等）は、全額停止となります。

		在職中に加入している年金制度		
		公務員厚生年金（一般組合員）	一般・私学厚生年金等（短期組合員、民間会社、私立学校等）	厚生年金保険に加入しない
年金の種類	経過的職域加算額／退職年金（年金払い退職給付）	**全額支給停止**	全額支給（支給停止なし）	全額支給（支給停止なし）
	老齢厚生年金	**全額又は一部支給停止（（２）を参照）**		
	老齢基礎年金	全額支給（支給停止なし）		

（２）支給停止の計算方法

年　　金＝老齢厚生年金の月額（年額の1/12の額）
※加給年金額を除く
賃 金 等＝標準報酬月額＋過去１年間の標準賞与額の1/12の額の合計額

年金と賃金等の額	支給停止の計算方法
年金＋賃金等≦**65万円（令和８年度）**	支給停止なし
年金＋賃金等＞**65万円（令和８年度）**	{(年金＋賃金等）－**65万円（令和８年度)**}×１／２

※　加給年金額は、上記の計算により厚生年金の一部が支給されれば全額支給されますが、老齢厚生年金が全額支給停止の場合は、加給年金額も全額停止となります。

５　繰上げ支給

60歳以降であれば、希望により繰上げ請求を行い、その請求を行った翌月分から老齢厚生年金の支給を受けることができます。ただし、年金額は繰り上げた月数１月当たり0.4%（昭和37年４月１日以前に生まれた方は0.5%）が減額され、支給される年金額は、生涯減額されたままの額となります。繰上げ支給を希望される方は、以下の留意事項を確認の上、広島支部まで御連絡ください。

請求に当たっての留意事項

（１）全ての公的年金（老齢基礎年金、他の実施期間の老齢厚生年金及び退職共済年金（経過的職域加算額））を同時に繰上げ請求する必要があります。
（２）繰上げ請求を行った後は、障害基礎（共済・厚生）年金に関する次の請求等ができなくなります。
①事後重症などによる障害基礎（厚生）年金の請求
②繰上げ請求を行った後に初診日がある障害基礎年金の請求
③３級の障害共済（厚生）年金を受給されている方の障害の程度が増進した場合の改定請求
（３）繰上げ請求を行った後に、国民年金の寡婦年金※を請求することはできません。また、既に寡婦年金を受給している方については、寡婦年金の権利はなくなります。
（４）繰上げ請求を行った後に、国民年金の任意加入被保険者になることはできません。
（５）繰上げ請求を行った後に、以下に該当する場合は繰上げ支給の老齢厚生年金の一部（又は全部）が支給停止となる場合があります。
①障害基礎（共済・厚生）年金・遺族基礎（共済・厚生）年金の受給権がある場合
②厚生年金の被保険者（一般・国共済・地共済・私学共済）である場合
③雇用保険の基本手当を受給する場合
※　寡婦年金は、国民年金第１号被保険者としての保険料納付済み期間等が25年以上ある夫が年金を受けずに死亡した場合に、10年以上婚姻関係があった妻に60歳から65歳までの間支給されるものです。

６　繰下げ支給

65歳から支給される老齢年金は、本人の申出により66歳以降の希望する月から繰り下げて受給することができます。繰下げは75歳まで（最高120月）です。なお、特別支給の老齢厚生年金は繰下げできません。

繰下げ支給の年金額は１月当たり0.7%の割合で増額されて支給されます。ただし、加給年金額、在職により支給停止となっている部分の年金に対しての増額はありません。

繰下げ支給を希望される方は、65歳の老齢厚生年金の請求時に、繰下げ支給を選択してください。

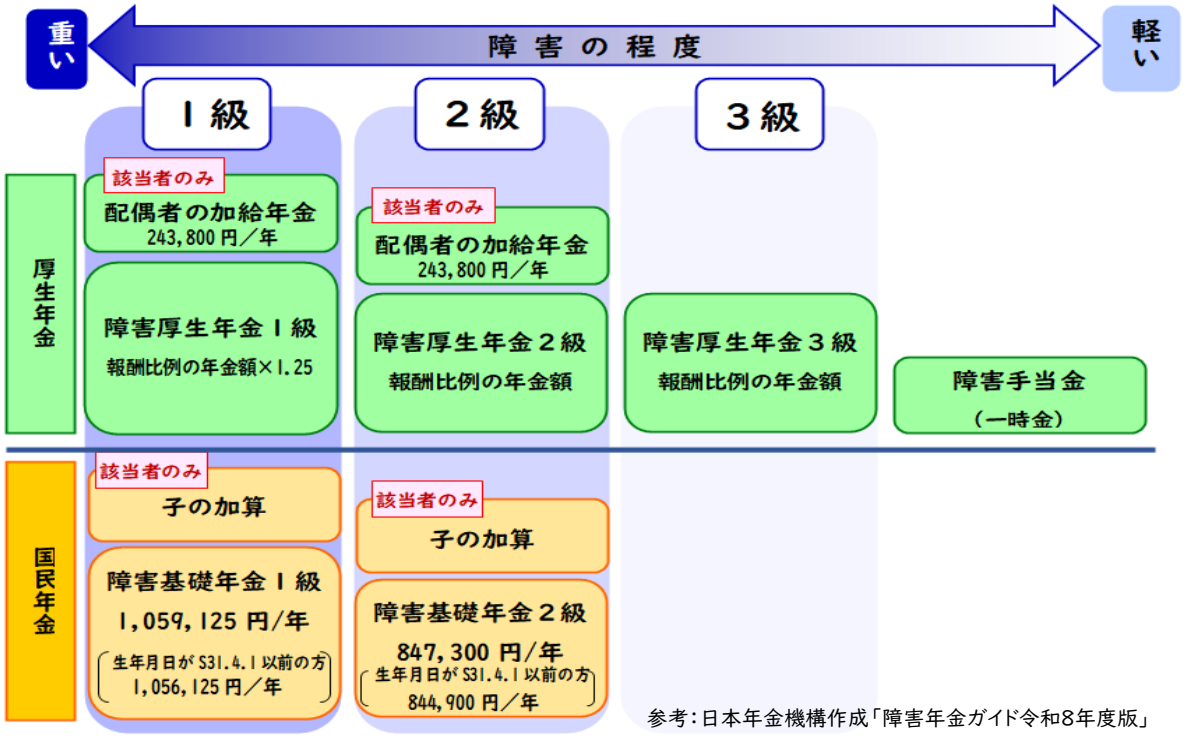
§１５の４　障害給付

障害給付には「障害厚生年金」、「障害基礎年金」及び「障害手当金」があります。

「障害厚生年金」は、国民年金法施行令及び厚生年金保険法施行令別表に定める障害等級１級、２級又は３級に該当する程度の障害状態になったときに支給される年金です。

障害等級が１級又は２級に該当する場合は「障害基礎年金」に上乗せする形で支給されます。なお、障害等級が１級又は２級に該当しない場合は、障害の程度に応じて、障害厚生年金（３級）又は「障害手当金」が支給されます。

請求手続は、在職中でも退職後でも可能です。



参考：日本年金機構作成「障害年金ガイド令和8年度版」

図はイメージのため、実際の支給額と異なる場合があります。

１　支給要件

障害厚生年金の受給には、次の３つの要件を全て満たしている必要があります。

（１）厚生年金被保険者期間に初診日（※１）があること

（２）障害認定日（※２）又は障害認定日後65歳に達する日の前日までの間に障害等級が１級から３級までの状態（§１５－011頁　別表「障害等級表」参照）にあること

（３）保険料納付要件（※３）を満たしていること

※１　初診日…その病気やけがについて初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日。

※２　障害認定日…障害の状態を定める日のことで、原則、初診日から１年６月を経過した日、又は１年６月以内にその病気やけがが治った場合（症状が固定した場合）はその日。ただし、特例症例（主なものは下表参照）はこの限りではない。

特例症例の現象	障害認定日
①人工透析療法の施行	透析開始から３か月を経過した日
②人工骨頭、人工関節の挿入、置換	挿入・置換の日
③心臓ペースメーカー、植え込み型除細動器（ICD）又は人工弁の装着	装着した日
④人工肛門の造設、尿路変更術の施術	造設又は施術の日から６か月を経過した日
⑤新膀胱の造設	造設した日
⑥切断又は離断による肢体の障害	切断又は離断した日
⑦喉頭の全摘出	全摘出した日
⑧在宅酸素療法の実施	在宅酸素療法を開始した日

※３ **保険料納付要件**…初診日の前日に、原則次のいずれかを満たしていること。
ア　初診日のある月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の３分の２以上であること。
イ　令和18年３月31日以前に初診日がある病気やけがで障害になった場合は、初診日に65歳未満であり、当該初診日の属する月の前々月までの直近１年間に保険料の滞納がないこと。

２　請求手続

障害年金の認定は、診断書等による書面審査です。障害等級は障害者手帳の障害等級とは異なり、障害者手帳をお持ちの方も、別途障害程度の認定が必要です。

請求の方法は、次の２つの方法があります。請求しても障害等級に該当しない（障害厚生年金の受給対象にならない。）場合もあります。

（１）障害認定日請求

障害認定日に遡って請求する方法です。障害認定日時点の診断書が取得可能な場合、請求できます。 障害認定日以降請求時まで、障害等級３級以上の障害状態にある場合、障害認定日まで遡って年金が支給されます（ただし、遡って支給されるのは最大でも過去５年分まで)。

なお、障害認定日から１年以上経過している場合に障害認定日請求手続をするときは、診断書は複数枚の提出が必要となります。

（２）事後重症認定請求

障害認定日において、障害等級に該当しない場合でも、その後に病気やけがの症状が進行し、65歳に達する日の前日（65歳誕生日の前々日）までの間に、障害等級の１級から３級までの障害の状態になった場合、障害厚生年金を請求することができます。

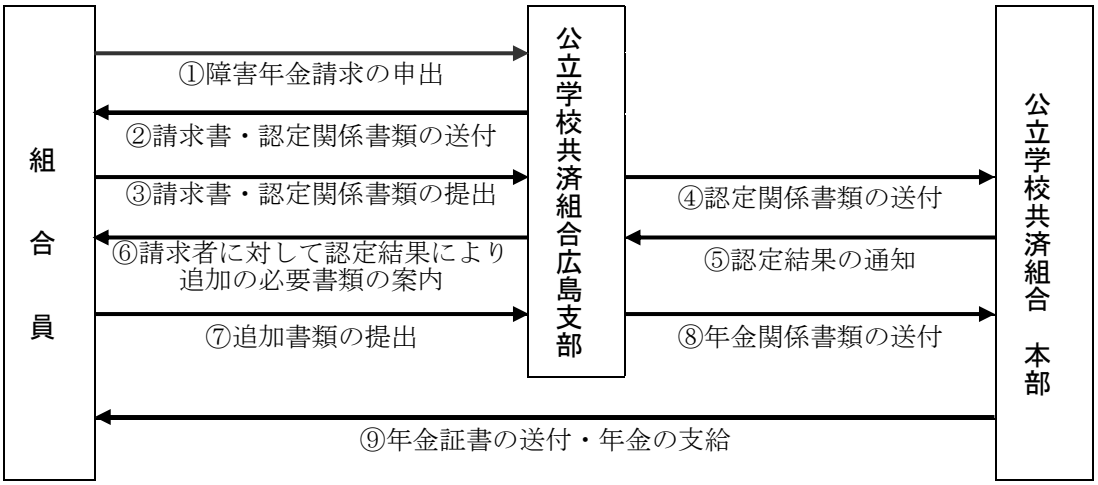
（１）の障害認定日請求とは異なり、診断書は請求時のもののみとなり、障害認定日まで遡っての支給ではなく、請求書を受け付けた日の翌月分からの支給となります。

なお、老齢年金を繰り上げて受給している場合は、この制度は適用されません。

（３）請求の流れ

障害年金の請求手続は「障害程度の認定」と「障害年金の請求」の二段階になります。

初診日、傷病名、症状、初診時の病院を転院しているときはその期日等、これまでの病歴について、主治医に相談・確認のうえ、広島支部まで御連絡ください。



障害程度の認定まで概ね３から４か月を要し、年金証書の送付・年金の支給まで、さらに３

か月程度を要します。

３　障害年金の種類

（１）障害厚生年金

平均標準報酬（月）額や加入期間により算出され、障害等級や公務・公務外の別により年金額は異なります。また、要件に当てはまる場合、加給年金額（配偶者）が加算されます。

（２）障害基礎年金（日本年金機構から支給）

障害厚生年金の障害等級が１級又は２級に該当したときに支給されます。

障害等級１級	1,059,125円（令和８年度） （昭和31年4月1日以前生まれの方:1,056,125円（令和８年度））
障害等級２級	847,300円（令和８年度） （昭和31年4月1日以前生まれの方:844,900円（令和８年度））

【子の加算額】第１子・第２子　各243,800円、第３子以降の子　各81,300円（令和８年度）

（３）障害共済年金（経過的職域加算額）

障害厚生年金の受給権を満たす方で、平成27年９月以前の組合員期間に初診日がある方に支給されます。

（４）公務障害年金（年金払い退職給付）

平成27年10月以後の組合員期間に初診日がある方について、公務による病気やけがにより障害等級が１級から３級までの状態になったときに支給されます（組合員である間は、全額支給停止）。

（５）障害手当金（一時金）

組合員である間に初診日のある公務以外の病気やけがが初診日から５年以内に治り、障害厚生年金が支給されない程度の一定の障害の状態（§１５－013頁　別表「障害手当金認定基準」参照）にあるときに支給されます。ただし、その他の年金を受けることができる場合は支給されません（保険料納付要件あり）。

４　支給停止等

（１）在職中の支給停止

障害厚生年金は、その受給権者が組合員である間は、経過的職域加算額及び年金払い退職給付を除いて支給されます。

（２）加給年金額の停止

加給年金の対象となっている配偶者が老齢厚生年金等を受けることができるときは、加給年金は停止されます。

（３）障害厚生年金受給権の消滅

障害の程度が減退して障害等級３級にも該当しなくなったときは、障害厚生年金の支給は停止され、該当しなくなった日からその状態のまま３年経過したときは、障害厚生年金を受ける権利は消滅します。

５　障害厚生年金と公務災害の併給について

障害厚生年金の受給者が、公務による病気やけがと認められ、障害補償又は傷病補償年金が決定した場合、一部を除き併給して受給できます。

また、公務災害の申請手続中でも障害年金の手続をすることが可能です。

別表「障害等級表」

（１級・２級「国民年金法施行令別表」、３級「厚生年金保険法施行令別表第一」より抜粋。）

障害の程度	号	障害の状態
１　級	１	次に掲げる視覚障害 イ　両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの ロ　一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ　ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4（※）視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ1/2（※）視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの ニ　自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
	２	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
	３	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
	４	両上肢のすべての指を欠くもの
	５	両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	６	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
	７	両下肢を足関節以上で欠くもの
	８	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
	９	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
	10	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	11	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
２　級	１	次に掲げる視覚障害 イ　両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの ロ　一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ　ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4（※）視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ1/2（※）視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの ニ　自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
	２	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
	３	平衡機能に著しい障害を有するもの
	４	そしゃくの機能を欠くもの
	５	音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
	６	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の欠くもの
	７	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
	８	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
	９	一上肢のすべての指を欠くもの
	10	一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	11	両下肢のすべての指を欠くもの
	12	一下肢の機能に著しい障害を有するもの
	13	一下肢を足関節以上で欠くもの
	14	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの

	15	前各号に揚げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	16	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	17	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
3　級	1	次に掲げる視覚障害 イ　両眼の視力がそれぞれ0.1以下に減じたもの ロ　ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4（※）視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下に減じたもの ハ　自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下に減じたもの
	2	両耳の聴力が40センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの
	3	そしゃく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの
	4	脊柱の機能に著しい障害を残すもの
	5	一上肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの
	6	一下肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの
	7	長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの
	8	一上肢のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指を併せ一上肢の三指以上を失ったもの
	9	おや指及びひとさし指を併せ一上肢の四指の用を廃したもの
	10	一下肢をリスフラン関節以上で失ったもの
	11	両下肢の十趾の用を廃したもの
	12	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
	13	精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
	14	傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するもの

（※）1/4および1/2の1はローマ数字で表記されています。

備考

1　視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

2　指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。

3　指の用を廃したものとは、指の末節を半分以上失い、又は中手指関節若しくは近位指節間関節（おや指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

4　趾の用を廃したものとは、第一趾は末節の半分以上、その他の趾は遠位趾節間関節以上を失ったもの又は中足趾節関節若しくは近位趾節間関節（第一趾にあっては、趾節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

5　この表の３級の項第14号に掲げる障害の程度は、厚生年金保険法施行令（昭和29年政令第110号）別表第一の相当規定に基づいて厚生大臣が定めたものに限るものとする。

別表「障害手当金認定基準」

（「厚生年金保険法施行令別表第二」より抜粋。）

番 号	障　　害　　の　　状　　態
1	両眼の視力が0.6以下に減じたもの
2	一眼の視力が0.1以下に減じたもの
3	両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
4	両眼による視野が2分の1以上欠損したもの、ゴールドマン型視野計による測定の結果、1/2（※）視標による両眼中心視野角度が56度以下に減じたもの又は自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が100点以下若しくは両眼中心視野視認点数が40点以下に減じたもの
5	両眼の調節機能及び輻輳（ふくそう）機能に著しい障害を残すもの
6	一耳の聴力が、耳殻に接しなければ大声による話を解することができない程度に減じたもの
7	そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの
8	鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの
9	脊柱の機能に障害を残すもの
10	一上肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの
11	一下肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの
12	一下肢を３センチメートル以上短縮したもの
13	長管状骨に著しい転位変形を残すもの
14	一上肢の二指以上を失ったもの
15	一上肢のひとさし指を失ったもの
16	一上肢の三指以上の用を廃したもの
17	ひとさし指を併せ一上肢の二指の用を廃したもの
18	一上肢のおや指の用を廃したもの
19	一下肢の第一趾又は他の四趾以上を失ったもの
20	一下肢の五趾の用を廃したもの
21	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
22	精神又は神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの

（※）1/2の1はローマ数字で表記されています。

備　考

1　視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

2　指を失ったものとは、おや指は節間関節、その他の指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。

3　指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは近位指節間関節（おや指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

4　趾を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。

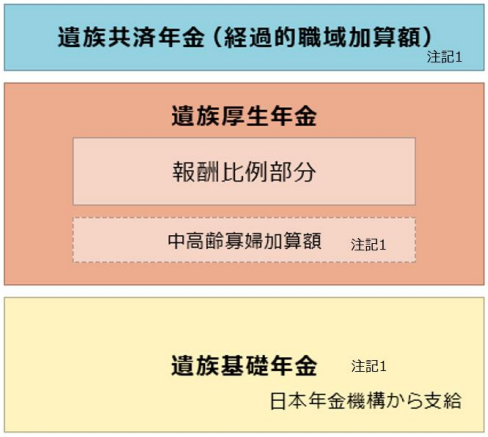
5　趾の用を廃したものとは、第一趾は末節の半分以上、その他の趾は遠位趾節間関節以上を失ったもの又は中足趾節関節若しくは近位趾節間関節（第一趾にあっては、趾節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

§１５の５　遺族給付

組合員又は組合員であった方が在職中又は退職後に死亡した場合、遺族の生活を保障するために「遺族厚生年金」が支給されます。

一般的な遺族厚生年金の年額は、死亡した方が受け取る（受け取っていた）年金額の４分の３相当額です。また、遺族が、子のある配偶者又は子の場合は、国民年金制度から「遺族基礎年金」が併せて支給されます。

遺族の年金のしくみ



注記1:経過的職域加算額・中高齢寡婦加算額・遺族基礎年金は該当する方のみが対象となります。

「公立学校共済組合ホームページ」から引用

１　支給要件

組合員又は組合員であった方が次のいずれかに該当するときは、その方によって生計を維持していた遺族に支給されます。

（１）組合員が死亡したとき

（２）組合員であった方が、退職後、組合員であった間に初診日のある病気やけがにより、当該初診日から５年以内に死亡したとき

（３）障害等級が１級又は２級に該当する障害厚生年金等の受給権者が死亡したとき

（４）受給資格期間が25年以上ある老齢厚生（退職共済）年金の受給権者又は受給資格期間が25年以上ある方が死亡したとき

※（１）、（２）の場合は、死亡日の前日に原則以下のいずれかの要件を満たしていることが必要。

・死亡日の属する月の前々月までの組合員期間のうち保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせた期間が３分の２以上であること。

・死亡日の属する月の前々月までの組合員期間のうち直近１年間に保険料の未納がないこと。

２　遺族の範囲及び順位

組合員であった方が死亡した当時、その方と生計を共にし、かつ、恒常的な収入が年額850万円（所得が年額655.5万円）未満のうち、下表に該当する方を遺族といいます。

優先順位１から４のうち最も順位が高い方に支給されます。

順位	続柄		年齢制限等
1	配偶者	妻	なし（30歳未満で子がいない場合は５年で失権）
		夫	55歳以上（支給開始年齢は60歳※遺族基礎年金を受給できる場合を除く）
	子		18歳の年度末又は20歳未満で障害等級１級・２級に該当する方（未婚に限る）
2	父母		55歳以上（支給開始年齢は60歳）
3	孫		子と同様
4	祖父母		父母と同様

３　請求手続

組合員が在職中に死亡したときは、所属所から広島支部まで御連絡ください。遺族の確認後、必要書類を広島支部から所属所へ送付します。

なお、退職後に死亡したときは、遺族が直接、公立学校共済組合本部へお問い合わせください。

①組合員死亡の連絡	所　属　所 → 広島支部　　可能な範囲で遺族の確認をお願いします。
②請求書等の送付	広 島 支 部 → 所 属 所 → 遺族
③請求書等の提出	遺族又は所属所 → 広島支部

４　遺族給付の種類

（１）遺族厚生年金

原則として、老齢厚生年金のおおよそ４分の３に相当する額が支給されます。なお、受給者が子のいない40歳以上65歳未満の妻であるとき、中高齢寡婦加算635,500円（令和８年度）が加算されます。

（２）遺族基礎年金（日本年金機構から支給）

遺族に該当する方が、「配偶者であって子と生計を同じくしている方」又は「子のみ」である場合、遺族基礎年金が支給されます。

基本額	847,300円（令和８年度） （昭和31年4月1日以前生まれの方:844,900円（令和８年度））

【子の加算額】第１子・第２子　各243,800円、第３子以降の子　各81,300円（令和８年度）

（３）遺族共済年金（経過的職域加算額）

平成27年９月以前の組合員期間を１年以上有する方が死亡した場合、退職共済年金（経過的職域加算額）のおおよそ４分の３に相当する額※が遺族に支給されます。なお、公務遺族年金（年金払い退職給付）を受給する場合は、支給されません。

※　令和７年９月30日までに死亡した場合は４分の３ですが、令和７年10月１日以降に公務によらない病気やけがにより死亡した場合は次の表のとおり段階的に減少し、最終的に令和16年10月１日以降に死亡した場合は２分の１となります。

受給権発生日	割合
令和７年10月１日から令和８年９月30日	40分の29　(3/4×29/30)
令和８年10月１日から令和９年９月30日	10分の７　(3/4×28/30)
令和９年10月１日から令和10年９月30日	40分の27　(3/4×27/30)
令和10年10月１日から令和11年９月30日	40分の26　(3/4×26/30)
令和11年10月１日から令和12年９月30日	８分の５　(3/4×25/30)
令和12年10月１日から令和13年９月30日	５分の３　(3/4×24/30)
令和13年10月１日から令和14年９月30日	40分の23　(3/4×23/30)
令和14年10月１日から令和15年９月30日	20分の11　(3/4×22/30)
令和15年10月１日から令和16年９月30日	40分の21　(3/4×21/30)
令和16年10月１日以降	２分の１　(3/4×20/30)

（４）公務遺族年金（年金払い退職給付）

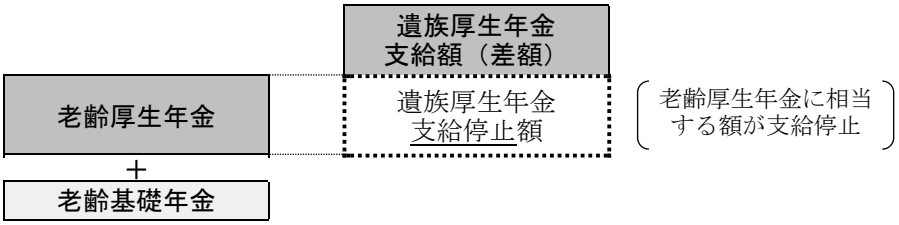
平成27年10月以降の組合員期間を１年以上有する方が、公務上の病気やけがにより死亡した場合、その組合員期間を算定の基礎として遺族に支給されます。

（５）遺族一時金

平成27年10月以降の組合員期間を１年以上有する方が死亡した場合、退職年金（年金払い退職給付）のうち、有期退職年金の残余分が、遺族に支給されます。

５　65歳以上の方の遺族厚生年金

65歳以上の遺族厚生年金の受給者で、老齢厚生年金を受給する方は、まず老齢厚生年金が支給され、遺族厚生年金は老齢厚生年金を上回る差額のみが支給されます。



６　支給停止等

（１）夫、父母、祖父母が遺族の場合、60歳に達するまで支給停止になります。ただし、夫については、遺族基礎年金を受給中の場合に限り、遺族厚生年金も受給することができます。

（２）配偶者と子が遺族の場合、子に対する遺族厚生年金は、配偶者が遺族厚生年金の受給権を有する間は支給が停止されます。

７　遺族厚生年金の失権

遺族厚生年金受給権者が次のいずれかの事由に該当したときは、その権利は消滅します。

（１）死亡したとき

（２）婚姻したとき（事実上の婚姻関係を含む。）

（３）直系血族および直系姻族以外の者の養子となったとき（事実上の養子縁組関係を含む。）

（４）死亡した組合員であった方との親族関係が、離縁によって終了したとき

（５）子又は孫が18歳に達した日以後の最初の３月31日を迎えたとき（障害等級１級又は２級に該当する障害の状態にある子又は孫は除く。）

（６）子又は孫で、障害等級１級又は２級に該当する障害の状態にある者について、その事情がなくなったとき（18歳に達した日以後の最初の３月31日までの間にある子又は孫を除く。）又は20歳に達したとき

（７）父母、孫、祖父母で、組合員の死亡当時胎児であった子が出生したとき

（８）30歳未満である妻が、ア又はイに該当したとき

ア　夫の死亡により、遺族基礎年金の受給権を取得しないときは、遺族厚生年金の受給権を取得した日から起算して５年が経過したとき

イ　遺族厚生年金と遺族基礎年金の受給権を有する妻が30歳に達する日前に当該遺族基礎年金の受給権が消滅したときは、遺族基礎年金の受給権が消滅した日から起算して５年を経過し

たとき

§１５の６　離婚時の年金分割制度

組合員又は組合員であった方が離婚した場合、婚姻期間中の厚生年金等の計算の基礎となる保険料納付記録（標準報酬月額・標準賞与額（以下「標準報酬」という。））を当事者間で分割することができます（「年金額」を分割するものではありません。）。

年金の分割は、当事者からの請求に基づいて行われ、離婚することによって自動的に行われるものではありません。

１　分割方法

（１）合意分割

離婚した当事者双方又は一方の請求により、婚姻期間中の保険料納付記録（標準報酬）を分割割合（上限50%）に応じて分割するものであり、次の条件の全てに該当する必要があります。

ア　平成19年４月１日以後に離婚又は事実婚関係を解消していること。

イ　離婚した当事者双方の合意や裁判手続により年金分割の割合を定めていること。

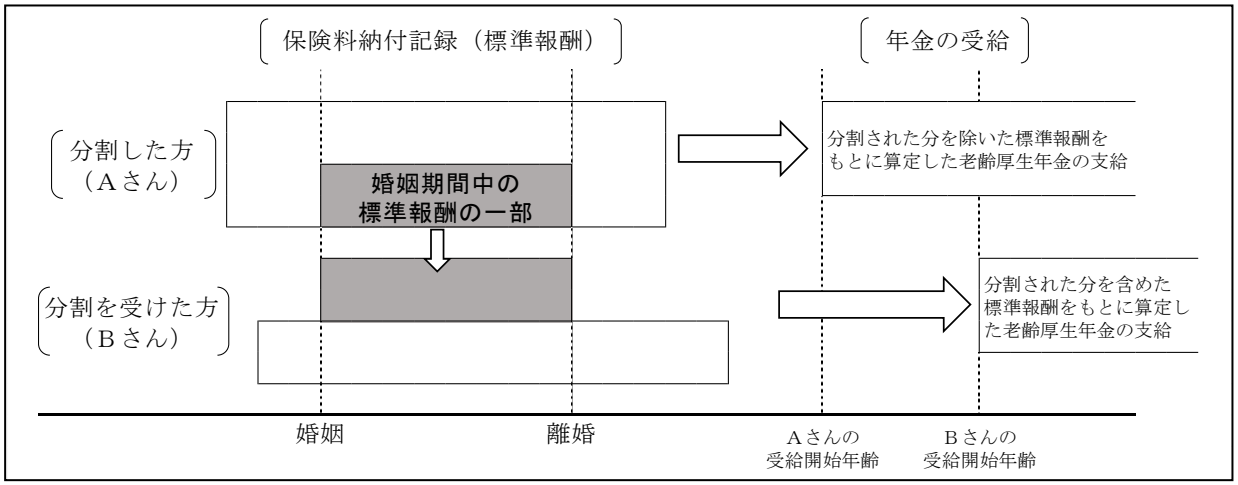
（２）３号分割

当事者間の合意や裁判手続等を経ず、国民年金第３号被保険者（被扶養配偶者）であった方の一方からの請求により、行うことができます。

平成20年４月１日以後の国民年金第３号被保険者期間に係る相手方の保険料納付記録（標準報酬）を２分の１ずつ当事者間で分割するものであり、次の条件の全てに該当する必要があります。

ア　平成20年５月１日以後に離婚又は事実婚関係を解消していること。

イ　平成20年４月１日以後に離婚した当事者の一方に国民年金第３号被保険者期間があること。



分割をした方	自身の保険料納付記録から、相手方に分割をした標準報酬を除いたその残りの標準報酬により、年金額を計算
分割を受けた方	自身の保険料納付記録と相手方から分割された標準報酬により、年金額を計算

２　年金分割までの流れ

請求等をお考えの場合は、在職中の方は広島支部へ、退職（一般組合員の資格を喪失）している方は本部へお電話ください。なお、日本年金機構（年金事務所）でも手続は可能です。

①情報通知書の請求手続き　当事者→実施機関
（「年金分割のための情報提供請求書」の提出）

当事者双方又は一方からの請求により、分割の対象となる期間、標準報酬などの年金分割を行うために必要な情報を提供しています。
この請求は、離婚の前でも後でも行うことができます。

↓

②「年金分割のための情報通知書」の交付　実施機関→当事者

当事者双方からの請求の場合は、それぞれに交付、一方からの請求の場合は、離婚が成立している場合はそれぞれに、離婚が成立していない場合は、請求した方のみに交付します。

↓

③当事者同士の話合い　→（合意できない場合）　**家庭裁判所における審判手続などの裁判手続を利用して年金分割の割合を定める**

↓（合意した場合）

④年金分割請求　当事者→実施機関
（「標準報酬改定請求書」の提出）

①情報提供請求のみでは、年金分割は行われませんので、年金分割を希望する場合は、離婚後、請求手続が必要となります。

↓

⑤標準報酬改定　実施機関→当事者
（「標準報酬改定通知書」の送付）

分割割合により、厚生年金の標準報酬を改定し、改定後の標準報酬を通知します。

３　請求期限

年金分割の請求期限は、離婚が成立した日、事実婚関係が解消されたと認められる日の翌日から５年以内（令和８年４月１日より前に離婚等した場合は２年以内）となります。

ただし、期限内であっても、相手方が死亡した日から１か月を経過すると請求できません。